

議案第 77 号

令和 4 年度安曇野市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度安曇野市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 30 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 78 号

令和 4 年度安曇野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度安曇野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 30 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 79 号

令和 4 年度安曇野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度安曇野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 30 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 80 号

令和 4 年度安曇野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度安曇野市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 30 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 81 号

令和 4 年度安曇野市上川手山林財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度安曇野市上川手山林財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 30 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 82 号

令和 4 年度安曇野市北の沢山林財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度安曇野市北の沢山林財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 30 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 83 号

令和 4 年度安曇野市有明山林財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度安曇野市有明山林財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 30 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 84 号

令和 4 年度安曇野市富士尾沢山林財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度安曇野市富士尾沢山林財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 30 日 提出

安曇野市長 太田 寛



議案第 85 号

令和 4 年度安曇野市穂高山林財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度安曇野市穂高山林財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 30 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 86 号

令和 4 年度安曇野市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度安曇野市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 30 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 87 号

令和 4 年度安曇野市有明荘特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度安曇野市有明荘特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 30 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 88 号

令和 4 年度安曇野市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 4 年度安曇野市水道事業剰余金処分計算書のとおり、利益の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 4 年度安曇野市水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 30 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 89 号

令和 4 年度安曇野市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 4 年度安曇野市下水道事業剰余金処分計算書のとおり、利益の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 4 年度安曇野市下水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 30 日 提出

安曇野市長 太田 寛